

一般社団法人日本ろう者サッカー協会協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)中長期基本計画については2024年12月までに策定することを目標とする。 (2)中長期基本計画については2024年12月の公表を目標とする。 (3)計画策定に当たっては各事業部会及び理事会等を通じて役職員や構成員から幅広く意見を募ることとする。  組織全職員が主たる職業を抱えるなかで協会業務にあたるため、意見の集約、協議検討、整理精査、決議と明文化と、そのすべてに発生する膨大な時間と労力に対応するには限られたマンパワーでの進行は困難を極める。 現状では各事業部ごとの中長期ビジョンを整理する段階までで留まっているが、引き続き本年12月の公表に向けて進めていくこととする。	■2025年度日本ろう者サッカー協会事業計画
2	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1)人材の採用及び育成に関する計画については2024年12月までに策定することを目標とする。 (2)組織運営強化に関する人材の採用及び育成に関する計画については2024年12月の公表を目標とする。 (3)計画策定に当たっては各事業部会及び理事会等を通じて役職員や構成員から幅広く意見を募ることとする。  組織全職員が主たる職業を抱えるなかで協会業務にあたるため、意見の集約、協議検討、整理精査、決議と明文化と、そのすべてに発生する膨大な時間と労力に対応するには限られたマンパワーでの進行は困難を極める。計画の策定については段階的に進めることとし、2025年10月の策定及び、同年12月の公表を目標として再設定することとする。  (1)2024年4月より新たに技術委員会を設立し、より専門的な競技知識を持った人材を選任した。	なし
3	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1)財務健全性確保に関する計画については2024年12月までに策定することを目標とする。 (2)財務健全性確保に関する計画については2024年12月の公表を目標とする。 (3)計画策定に当たっては各事業部会及び理事会等を通じて役職員や構成員から幅広く意見を募ることとする。  組織全職員が主たる職業を抱えるなかで協会業務にあたるため、意見の集約、協議検討、整理精査、決議と明文化と、そのすべてに発生する膨大な時間と労力に対応するには限られたマンパワーでの進行は困難を極める。計画の策定については段階的に進めることとし、2025年10月の策定及び、同年12月の公表を目標として再設定することとする。	■2025年度組織体制図
4	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1)外部理事の目標割合を25%と設定する。*現職理事3名体制となっているが、割合の達成時期としては2025年10月を目途とし、現在の0名から1名へ増員することとしたい。 (2)女性理事の目標割合を40%と設定する。*理事3名のうち現在女性理事は0名と目標未達成であるが、引き続き人材募集及び選定を盛り込んだ計画を策定し、人材の確保及び育成に取り組んでいくこととする。達成時期としては2025年10月を目途とする。	■2025年度組織体制図
5	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く(NFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	本協会では評議員を設置していないため、本項目については該当しない。	なし
6	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	■委員会設立後の運営実績 □令和3年10月、11月、12月に委員会を開催した。 □令和4年3月に委員会を開催した。  アスリート委員会を設置しているが、令和6年度は開催はしていない。 現在協会と選手間にはLINEグループで随時コミュニケーションを取っている。	■2025年度組織体制図 ■アスリート委員会運営規程
7	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	本協会は国際事業部、強化・育成事業部、普及事業部、事務局本部と、4つの部署によって組織構成されている。それぞれの部署には部長を配置している。理事は代表理事、専務理事、一般理事の3名を配置している。	■2025年度組織体制図 ■定款
8	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	本協会は役員選任規程を定めている。 理事就任時の年齢に制限を設けることについては、組織体制整備及び強化を図ると共に体制状況等を鑑みつつ整備することとしたい。	■役員選任規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
9	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	本協会は、2015年に一般社団法人として設立されたため、現状で在任年数が10年を超える理事は存在しない。本協会は役員選任規程を定めている。	■役員選任規程
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 現在において激変緩和措置については適用されない	なし
10	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	本協会は役員候補者選考委員会規程を定めている。規程第3条(委員長及び委員)には、代表理事、専務理事、監事、社員のほか、弁護士、税理士、労務士等有識者で構成される顧問部会から選出し、委員とすることとして定めている。	■2025年度組織体制図
11	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1)NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	本協会は、NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守すること及び、社会的常識を踏まえた規範を含む規程として倫理規程を定めている。	■倫理規程
12	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	本協会は次の規程を定めている。 ■役員選任規程 ■経理規程 ■処分手続規程 ■代表選手規則 ■日本代表候補選手選考基準細則 ■肖像権及びロゴ等の運用に関する規程 ■特定個人情報取扱規程 ■倫理規程 ■アスリート委員会運営規程  以下の規程について、2025年10月までに整備することを目標として進めることとしている。 (1)会員規程 (2)社員総会運営規程 (3)理事会運営規程 (4)監事規程 (5)倫理委員会運営規程	■役員選任規程 ■経理規程 ■処分手続規程 ■代表選手規則 ■日本代表候補選手選考基準細則 ■肖像権及びロゴ等の運用に関する規程 ■特定個人情報取扱規程 ■倫理規程 ■アスリート委員会運営規程
13	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	本協会は以下の規程について設置しているが、その他規程等については2025年10月までに整備することを目標としている。 ■特定個人情報取扱規程	■特定個人情報取扱規程
14	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	現在報酬に関する規程は定めていない。 2024年12月までに報酬等に関する規定を整備する。	なし
15	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	以下の規程について、2025年10月までに整備することを目標として進めている。 (1)財産管理規程(2)寄附取扱規程	なし
16	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	以下の規程について、2025年10月までに整備することを目標として進めている。 (1)会員規程	なし
17	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	本協会は「代表選手規則」を設置し、同規則第4条及び第5条において選考方法及び選考基準について定め、別に「日本代表候補選手選考基準細則」を規程している。	■代表選手規則 ■日本代表候補選手選考基準細則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
18	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4)審判員の公平かつ合理的な選考に関 する規程を整備すること	本協会では現在、審判員を配置していない。 地域普及等イベント及び国内代表候補合宿事業におけるフレンドリーマッチからテストマッチまで、参加 者、対戦相手からもしくは開催地域都道府県協会へ審判員の派遣を依頼している。 また、ろう者サッカーにおいては日本サッカー協会が定める公式ルールを基準としているため、現時点で の特別な定め必要性は感じていないが、補聴器の取り扱いや審判との意思疎通等に関する合理的配 慮等の取り扱いについて協議する必要があると認識しているため、都度適宜の対応と併せ、順次取り組 んでいきたい。	■審判派遣依頼書
19	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5)相談内容に応じて適切な弁護士への相 談ルートを確認するなど、専門家に日常的 に相談や問い合わせをできる体制を確認す ること	本協会は常時専門的な相談及び問い合わせのできる体制が整備されている。	■2025年度組織体制図 ■税理士顧問契約書 ■法律顧問契約書
20	[原則4]コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(1)コンプライアンス委員会を設置し運営す ること	本協会は倫理委員会を設置し、NF及びその他役員員その他構成員が適用対象となる法令及び社会的 常識を踏まえた規範について協議検討し、理事会と共有し組織整備に努めている。 本協会が加盟する「日本障がい者サッカー連盟(JIFF)」を通じて「日本サッカー協会(JFA)」と連携し、関 係情報の共有及び研修等への参加をする形としている。	■2025年度組織体制図
21	[原則4]コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(2)コンプライアンス委員会の構成員に弁 護士、公認会計士、学識経験者等の有識 者を配置すること	本協会は2021年9月より倫理委員会を設置し、組織体制強化がなされた。また、弁護士、会計士等有 識者の配置がなされ、税務顧問については本協会外部役員も兼務しているため本審査項目に沿った体 制となっている。	■2025年度組織体制図 ■税理士顧問契約書 ■法律顧問契約書
22	[原則5]コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1)NF役員員向けのコンプライアンス教育 を実施すること	2023年12月15日に理事会内において「役員及び事務局員向けコンプライアンス研修」を実施した。  【現状の課題等】 ■理事会への提議及び共有の実施 ■各事業部員及び各カテゴリ代表選手団への共有の実施 ■国内地域ブロック協会内における共有の実施	■コンプライアンス研修資料
23	[原則5]コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2)選手及び指導者向けのコンプライア ンス教育を実施すること	[基本指針]選手及び指導者向けの教育としては2025年4月に実施することを目標とし以降、毎年1回 以上研修等の実施を目標としている。	なし
24	[原則5]コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3)審判員向けのコンプライアンス教育を 実施すること	本協会は審判員を配置していないため、本項目は該当しない。	なし
25	[原則6]法務、会計等 の体制を構築すべきである	(1)法律、税務、会計等の専門家のサポ ートを日常的に受けることができる体制を構築 すること	本協会は法律、税務、会計等に係る専門的なサポートを日常的に受けられる体制となっている。	■2025年度組織体制図 ■税理士顧問契約書 ■法律顧問契約書
26	[原則6]法務、会計等 の体制を構築すべきである	(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正 な会計原則を遵守すること	本協会は経理規程を定めている。本協会は税理士法人と顧問契約を締結し、財務及び経理を適切に処 理する体制を構築している。 (1)監事の職務を補助すべき職員として、事務局へ事務局員を配置している。 (2)監事については外部税理士法人から採用しているため経営陣からの独立性を担保することができ ている。 (3)監事との間に専用の連絡ツール(アプリソフト)を導入することで、日常的な情報共有及び連携が図ら れるよう体制が構築されている。	■2025年度組織体制図 ■税理士顧問契約書 ■監事経歴書 ■監事監査報告書 ■第10期決算資料
27	[原則6]法務、会計等 の体制を構築すべきである	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使 用のために求められる法令、ガイドライン等 を遵守すること	本協会は事業計画及び経理規程を定めると共に、国庫補助金等の利用に関しては法令及びガイドラ イン等を遵守している。本協会は、事業運営及びこれに伴う資金の調達と執行等に係る基本的な事業計画や 指針の整備が十分ではないと認識しているため、協議しながら、事業計画及び予算計画の適切な運用に 努めると共に課題の整備に引き続き取り組んでいくこととしている。	■経理規程 ■2025年度事業計画

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	本協会は第1期から第9期までの業務報告書を本協会ホームページへ掲載し、開示している。  【参考URL】 <a href="https://jdfa.jp/%E3%83%87%E3%83%95%E3%82%B5%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6">https://jdfa.jp/%E3%83%87%E3%83%95%E3%82%B5%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6</a>	■監事監査報告書 ■第10期決算資料
29	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	本協会は「代表選手規則」を設置し、同規則第4条及び第5条において選考方法及び選考基準について定め、別に「日本代表候補選手選考基準細則」を規程し、選手選考基準を明確にするとともに選手選考の際にはこれに従い実施している。  ■選手選考及び選出に関する基準に係るホームページへの開示【2023年10月完了】 ■選手選考及び選出基準について選手及び指導者並びにステークホルダー等への周知に関する協議【協議中】 ■監督及びコーチ並びにトレーナー等の選考及び選出基準について整備し開示することに対する協議【協議中】	■代表選手規則 ■日本代表候補選手選考基準細則
30	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本協会は協会ホームページ上でガバナンスコード適合審査自己公表を開示している  【参考URL】 <a href="https://jdfa.jp/%E3%83%87%E3%83%95%E3%82%B5%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6">https://jdfa.jp/%E3%83%87%E3%83%95%E3%82%B5%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6</a>	■中央競技団体向けガバナンスコード (HP掲載)
31	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(1)役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	本協会は、利益相反に関して定款及びその他規程等に特段の定めはしていないが、協会組織内部において生じ得る利益相反については、理事会において協議・決議したうえで適切に管理しその防止に努めている。 本協会は、利益相反に関して定款及びその他規程等に整備することについては2025年10月を目標に整備を進めることとしている。	なし
32	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	本協会は、利益相反に関して定款及びその他規程等に特段の定めはしていないが、協会組織内部において生じ得る利益相反については、理事会において協議・決議したうえで適切に管理しその防止に努めている。 本協会は、利益相反に関して定款及びその他規程等に整備することについては2025年10月を目標に整備を進めることとしている。	なし
33	[原則9]通報制度を構築すべきである	(1)通報制度を設けること	本協会は、処分手続規程第8条(通報相談窓口の設置)及び第9条(通報相談窓口の利用者の範囲)並びに第10条(通報相談窓口の利用方法)において、通報等相談に関して規定している。また、受け付けた際に取得した情報の取り扱いについては同規程第11条(守秘義務)へ規定するとともに、本協会が別に定める秘密保持誓約書を取り交わすことで、守秘義務を課すこととしている。  (1)本協会は、協会ホームページにおいて「お問い合わせ・ご相談」ボタンを設置し周知している。 < <a href="https://jdfa.jp/">https://jdfa.jp/</a> > (2)本協会は、総合相談窓口の担当者に秘密保持誓約書を取り交わすことで相談内容に関する守秘義務を課すと共に、処分手続規程第11条においても守秘義務及び情報管理について定めている。 (3)本協会は、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて、秘密保持誓約書及び処分手続規程第11条において定めている。 (4)本協会は、処分手続規程第12条(不利益取扱いの禁止)へ、通報相談窓口を利用したことを理由に、相談者に対して不利益な取り扱いを禁止することとして規定している。本協会は、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを目的とした、研修等の実施がなされていないため、2025年10月までに整備することを目標に進めている。	■処分手続規程 ■秘密保持誓約書
34	[原則9]通報制度を構築すべきである	(2)通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	本協会は、処分手続規程第8条(通報相談窓口の設置)に通報相談窓口を本協会事務局内に設置することとして規定している。また本協会は、協会組織体制に執行部及び顧問部会を設置し、相談窓口において受け付けた通報及び相談にもとづき、事務局内において整理したうえでの回答、あるいは執行部への引継ぎ、同部内での会議における協議、法務顧問、労務顧問、税務顧問、医学顧問で構成された顧問部会からの必要に応じた助言といった、運用体制を整備している。	■処分手続規程 ■2025年度組織体制図 ■税理士顧問契約書 ■法律顧問契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	本協会は、一般社団法人日本ろう者サッカー協会処分手続規程にもとづき下記各号についてはそれぞれ規定している。 (1)本協会は、一般社団法人日本ろう者サッカー協会処分手続規程(以下「同規程」という。)を設置し、同規程第2条(適用範囲)(1)から(5)にその処分対象者を、第3条(違反行為)に具体的な禁止 行為及び違反行為をそれぞれ定めている。 (2)本協会は、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続について、同規程を本協会ホームページで公開している。 (3)本協会は、処分対象者に対し処分審査を行う際の「聴聞(意見聴取)の機会」について同規程第14条(処分の決定)に定めている。 (4)本協会は、処分対象者に対し「不服申立手続の可否及びその手続の期限等」について同規程第15条 (処分に対する不服申立)に定めている。	■処分手続規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	本協会は、通報相談窓口において受け付けた通報及び相談にもとづき、事務局内において整理したうえでの回答、あるいは理事への引継ぎ、同部内会議における協議、法務顧問、労務顧問、税務顧問、医学顧問で構成された顧問部会からの必要に応じた助言といった、運用体制を整備している。また、顧問部会を設置することで、処分審査を行う際の中立性及び専門性を担保する体制として整備されている。	■処分手続規程 ■2025年度組織体制図 ■税理士顧問契約書 ■法律顧問契約書
37	[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本協会は、処分手続規程及び代表選手規則を設置し、下記の通りに規定している。 (1)本協会は、処分手続規程自動応諾条項については同規程第15条(処分に対する不服申立)に定めている。 (2)本協会は、代表選手選考については代表選手規則第4条(選考方法)に規定し、その選考に対する不服申立 に関する自動応諾条項については日本代表選手選考基準細則第5条(不服の申立)に定めている。 (3)本協会は、不服申立期間については処分手続規程第15条(処分に対する不服申立)及び日本代表選手選考 基準細則第5条(不服の申立)にそれぞれ定めている。  【参考:公益財団法人日本スポーツ仲裁機構/スポーツ仲裁手続解説】 <a href="https://www.jsaa.jp/guide/sports/p03.html">https://www.jsaa.jp/guide/sports/p03.html</a>	■処分手続規程 ■代表選手規則 ■日本代表候補選手選考基準細則
38	[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	本協会は、処分手続規程及び日本代表選手選考基準細則を定め、処分対象者及び選考対象者に対し「スポーツ仲裁の申立」について定めている。 ■処分手続規程第15条(処分に対する不服申立) ■日本代表選手選考基準細則第5条(不服の申立)	■処分手続規程 ■日本代表選手選考基準細則
39	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1)有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	本協会は、法務顧問、労務顧問、税務顧問、医学顧問で構成される顧問部会と連携し、倫理委員会の運営及び、危機管理に関する協議等を中立的かつ専門的な助言等を受けながら実施することができる体制となっている。本協会は危機管理マニュアルを策定している。	■2025年度組織体制図 ■危機管理マニュアル
40	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	本協会は過去4年以内に不祥事が発生していないため、本審査項目については該当しない。	なし
41	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	本協会は過去4年以内に外部調査委員会を設置していないため、本審査項目については該当しない。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
42	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>日頃から地域協会との良好な関係性の構築については大変重要な課題であると認識している。本協会には各地域協会の代表理事が社員として構成されている関係上、その構築には大きな支障はないものとして認識しているが、これまで本協会として地域協会に対するガバナンスの確保やコンプライアンスに係る強化指導及び助言等支援を行うことは想定されていないため、今後体制を整備していくうえでは関係性を良好に維持しつつ慎重に進めていく必要があると考えている。本件については、2025年10月までに整備することを目標として進めることとする。</p> <p>【今後の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域協会を交えた関係規程策定準備委員会等の設置協議</li> <li>■地域協会との権限関係を定める規程についての協議</li> <li>■地域協会との関係図についての協議</li> </ul>	■2025年度組織体制図
43	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>日頃から地域協会との良好な関係性の構築と維持については最重要事項であると認識している。本協会には各地域協会の代表者が社員として構成されている関係上、その構築には大きな支障はないものとして認識しているが、これまで本協会として地域協会に対するガバナンスの確保やコンプライアンスに係る強化指導及び助言等支援を行うことは想定されていないため、今後体制を整備していくうえでは関係性を良好に維持しつつ引き続き進めていくこととしている。【進捗状況等】地域協会代表者との良好な関係の構築と、日本組織として共に協働できる体制づくりを達成後、関係法規等情報の共有、コンプライアンス意識の共有等を通じた日本組織全体の体制整備に取り組んでいくこととする。本体制整備については2025年10月を目標に進めることとしている。</p> <p>【課題等進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域協会を交えた関係規程策定準備委員会等の設置協議【競技中】</li> <li>■地域協会との権限関係を定める規程についての協議【競技中】</li> <li>■地域協会との関係図についての協議【協議中】</li> </ul>	■2025年度組織体制図